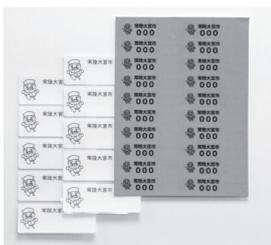


おかえりマーク登録事業

行方不明となった場合の早期発見および身元確認を容易にするための「おかえりマーク」(右記)を交付します。



○対象者

認知症等により徘徊行動が見られる方、または徘徊のおそれのある方

○利用者負担 無料

○申請できる方 利用対象者本人、家族など

○配布するもの

登録番号の入った2種類(防水反射素材20枚・アイロンシール10枚)のおかえりマーク

○申請方法

事前の登録が必要になるため、緊急連絡先(2名分)、写真(顔写真・全身写真)を持参してください。登録した情報は、ご本人と申請者の同意を得て、茨城県警察へ提供します。

配食サービス事業

○対象者

高齢・心身の障がいや疾病等のため食事の支度が困難な方で、次のいずれかに該当する方

- 1 おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
- 2 高齢者のみの世帯の方
- 3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の医療受給者証のいずれかをお持ちの方

○利用者負担 1食300円

○利用限度 週7回以内

○申請方法

申請時に持病、服薬、食生活などを聞き取りますので、できるだけ把握した状態でお越しく下さい。

※配食サービスは安否確認を兼ねておりますので、配食時は必ずご在宅のうえ、食事を直接受け取ってください。

問 長寿福祉課 高齢者支援G ☎52-1111 内線175

各支所 山方 ☎57-2111 美和 ☎58-2111 緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111

※上記のほか、お近くの民生委員児童委員にもお気軽にご相談ください。

介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の有効期限が終了します

介護保険負担割合証

「介護保険負担割合証」の有効期限は、令和5年7月31日です。

令和5年8月1日から使用する新しいものは、自動で更新し7月下旬に郵送します。介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

介護保険負担限度額認定証の申請

施設サービスの食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方には負担軽減を行っています。

現在お持ちの「負担限度額認定証」の有効期限は、令和5年7月31日です。

8月1日以降の認定申請がお済みでない方は、8月31日までに手続きをお願いします。(該当の方には6月上旬に通知しています)

家族介護慰労金の受付が始まります

在宅で重度要介護高齢者を介護している同居の家族に対して、その労をねぎらい家族の経済的負担を軽減するため、「家族介護慰労金」を支給します。

該当する方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは行いませんので、ご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知します。

主な支給要件などの詳細は、市のホームページをご確認ください。

○受付期間 7月3日(月)～7月31日(月)

○基準日 6月30日(金)

○対象期間 令和4年7月1日～令和5年6月30日

○慰労金の額 6万円または12万円

※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

○申請先 市役所長寿福祉課、または各支所

問 長寿福祉課 高齢者支援G

☎52-1111 内線174/176

問 長寿福祉課 高齢者支援G

☎52-1111 内線175